

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度第1回入間市情報公開・個人情報保護運営審議会
開 催 日 時	令和6年9月26日（木） 午前9時30分開会・午前11時00分閉会
開 催 場 所	市庁舎C棟5階 503会議室
議 長 氏 名	入間市情報公開・個人情報保護運営審議会 会長 手 塚 宣 夫
出席委員氏名	安 部 仁 委員 齊 藤 俊 明 委員 高 山 勇 委員 手 島 吉 紀 委員 手 塚 宣 夫 委員 吉 野 勝 委員
欠席委員氏名	倉 島 安 司 委員 舘 秀 典 委員 夏 井 正 明 委員
説 明 者 氏 名	事務局総務課 副主幹 園田 民子 主査 鈴木 立信
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	・開会 ・委嘱状交付 ・市長あいさつ ・会長選出 ・会長あいさつ ・会長職務代理者の指名 ・委員紹介 ・事務局紹介 ・会議録署名委員の指名 ・会議の公開・非公開の決定 ・議事（公開） 1 【報告事項】個人情報等に関する内部監査について 2 【報告事項】令和5年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について 3 【報告事項】個人情報ファイル簿の更新及び公表について 4 【報告事項】個人情報保護委員会令和5年度年次報告について ・その他（公開） ・閉会（公開）
傍 聴 者 数	1人

会 議 録

配 布 資 料	・ 令和 6 年度第 1 回情報公開・個人情報保護運営審議会 次第 ・ 令和 6 年度第 1 回情報公開・個人情報保護運営審議会 会議資料 ・ (資料別紙 1) 入間市情報公開・個人情報保護運営審議会条例 ・ (資料別紙 2) 令和 5 年度情報公開請求(申出)・決定状況 ・ (資料別紙 3) 令和 5 年度自己情報の開示請求・決定状況 ・ 入間市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿
事務局職員 職 氏 名	総務部部長 平沼 宏之 総務課主幹 町田 秀紀 総務課主査 鈴木 立信 総務課長 武藤 誠 総務課副主幹 園田 民子
会議録作成方法	要点筆記
議事の概要(経過)・決定事項	
1 会長選出、会長職務代理者指名 委員の互選により、手塚委員が会長に選出された。 手塚委員から、会長職務代理者に倉島委員が指名された。 2 会議録署名委員の決定 本日の議事録署名人は、安部 仁 委員とする。 3 会議の公開・非公開の決定 公開 4 議事 (1)【報告事項】個人情報等に関する内部監査について (2)【報告事項】令和 5 年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について (3)【報告事項】個人情報ファイル簿の更新及び公表について (4)【報告事項】個人情報保護委員会令和 5 年度年次報告について	

会 議 録

発言者／(回答者)	発 言 内 容
手 塚 会 長 (事務局 園田) 安 部 委 員 総 務 課 長 安 部 委 員 齊 藤 委 員 (事務局 園田) 手 塚 会 長 (事務局 園田)	【議事】 1 個人情報等に関する内部監査について 「報告事項 個人情報等に関する内部監査について」を議題とする。事務局より内容の報告を願う。 令和6年度の個人情報等に関する内部監査について、実施後、現在集計中であること、次回審議会で報告することについて説明。 昨年度の内部監査の報告について、審議会で各委員から意見があったので、改正を含めてよい報告をいただけると期待している。次回審議会では、前年度との比較を具体的に明確にさせていただき資料をお願いしたい。 また、前回までの審議会の中で、個人情報保護法の改正への対応として、国が示す案のままでなく、規定を講ずるときには審議会の意見を聴くということを追加して決めたかと思う。その辺りの意味を事務局には重く受け止めていただきたい。国が示すものそのままということではなく、入間市としてどれだけ情報公開・個人情報の保護に取り組んでいるんだというところを積極的に示していくことが必要で、それにより、入間市行政に対して市民がより一層信頼を寄せるのだろうと思う。その辺りもあわせてお願いをしたい。 次回資料については、わかりやすい資料を用意したい。 また、法改正により、従来の条例のときのように、個別事案について、目的外利用といったことについてご意見をいただくといった形ではなくなったが、制度全般についてご意見をいただくことについては変わりなく、法律に基づく安全管理措置などについてご意見をいただくことについて条例で規定しており、皆様の意見をしっかりと聴いて参考にさせていただきたいので、引き続きよろしくをお願いしたい。 資料の送付について、次回は早めにいただきたい。 安部委員の意見について、次回会議は予定では1月17日であり、12月の初め、1ヶ月前くらいには資料をいただければ私もありがたい。 早めに用意できるよう対応したい。 2 令和5年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について 「報告事項 令和5年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について」を議題とする。事務局より内容の報告を願う。 会議資料、資料別紙2・3により説明。

会 議 録

手 島 委 員	請求件数が3倍近く増えている。差支えない範囲で結構だが、何か傾向があるのか。また、請求と申出の違いを教えてください。
(事務局 鈴木)	傾向については、請求される方の人数自体はそんなに増えてはいないが、特定の方から大量に請求があり、全体として請求件数が増えているという状況である。
	請求と申出の違いについて、情報公開については原則、市民の方、市内に事業所を有する方、入間市に対して情報公開を請求できる相当な理由がある方が対象となる。市外の方が入間市に興味を持っていて何か情報公開をしたと思ったときには請求ができない、となってしまうため、申出という形で条例上に規定をしている。基本的には請求と同じような扱いで決定等を行うが、大きな違いとしては、請求の場合は、不開示とした場合など、審査請求という形で、審査会において市の判断が正しかったか審議することができるが、申出については、こうした制度がない。
手 島 委 員	情報公開では手数料をとるのか。
(事務局 鈴木)	現在のところは、手数料は無料で、実費相当額として印刷をした部数によって金額をいただいている。
手 島 委 員	請求が増えることにより人手がとられてしまい本来の事務に支障が生じないかと懸念している。
齊 藤 委 員	この委員会でできることは、入間市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第2条で規定されている。第1項によると、審議会に投げかけられたことについてしか審議できない。第2項では、重要事項と認識すればこの審議会でも審議できる。この「重要事項」は誰がどのように判断するのか、そういう規定はあるのか。
総 務 課 長	審議会条例第2条第2項の解釈について、重要な事項について定義しているものは特にはない。審議会の中で話をしていく中で、これは重要であろうということについて調査審議を行っていただき、行政の方にご意見をいただくという規定と解釈している。
齊 藤 委 員	件数について、4年度と比べて非常に増えており、市役所の日常業務に支障を来しているのではないかと。今後、更に多くなるとしたらどう対応するか、ある程度制限できるかどうかということを、この審議会でも議論することはできるのか。
総 務 課 長	請求については、請求を受けた日から15日で開示・不開示の決定をする規定となっている。文書の量が膨大であったり、事情がある場合には45日まで延長ができる。現在はそれを運用し、請求が多い場合は延長なども行いながら対応している。情報公開の趣旨よりも、事務局を混乱させるような請求については権利の乱用としてお断りすることも可能と考えるが、正当な理

会 議 録

齊 藤 委 員	由の情報公開請求については、制限することなく、できる限り市民の方の請求に応えたいと思い対応している。情報公開の趣旨は、市役所が持っている公文書は市民の財産でもあり、市民の知る権利を保障することと、行政として説明責任を果たす、というものであり、基本的にはお応えしていきたい。手数料については、他市の状況等も確認しているところで、基本的に国は取っているが、近隣自治体では取っていない。こうしたこともあり、できる限り努力して今の状況で対応させていただいている。 審議会で、こうした事項について調査審議できるのか、ということについて、テーマとして投げかけていただくのは問題ないと思うが、手数料については現状のとおりと事務局では考えている。 件数が約3倍となっており、請求する人数があまり増えていないということは、特定の人が一度に大量に請求するという事態が発生しているということである。難しい線引きになると思うが、例えば1人の人が1回で請求できる件数の上限を決めて、それについては45日で回答して、それが終わった後に別の件について請求してもらう、といった発想もあっていいのではないか。1回の上限、また年間の累計の上限を考えてもいいのかなど。時期的に公開を急ぐものもあるだろうし、一概に厳格な運用というわけにはいかないと思うが、必要性を確認するような条件付きで上限を守らせることがあっても然るべきかと思う。公開しないというわけではなく、一度にできる数をある程度良識の範囲内で抑えるといった運用をしないと、制度的に参ってしまうのではないかという気がしている。6年度はすでに始まっているので、7年度にはそういう運用ができるような方向で、この委員会で議論させてもらえればありがたい。
総 務 課 長	手数料の関係、請求の上限の関係など、この辺りの制度について事務局で情報収集したい。状況がまとまったら審議会でご報告させていただくことも可能と思っているので、お時間をいただきたい。
齊 藤 委 員	そうした方向で検討していただきたい。 開示の内容で、部分開示や不開示になるのはどうしてか、というのが問題になる。資料によると、部分開示は多くが他の個人情報を開示しないということであり、私としては納得するが、不開示について、不存在というのが主なものとあるが、不存在は不開示でよいのか。不存在は、回答も不存在になるのではないか。請求されても、該当がないから棄却する、といったことになり、不開示ではないのではないか。 また、自己情報の開示で、住民票等の第三者請求、登録しておけば本人以外から請求があったら通知される制度があると思うが、この制度で誰から請求があったかが通知されれば、こうした請求の必要もなくなるのではないか。

会 議 録

総 務 課 長	そうしたことで、不開示ではなく「該当なし」という回答になるのがよいのではないかと思うので、検討いただきたい。
(事務局 鈴木)	不存在を不開示とするのはおかしいのではないかと、とのご指摘については、こうした運用で対応しており、情報収集させていただいてより良い方法があれば検討したい。
齊 藤 委 員	個人情報の第三者請求については、おそらく誰から請求されたかまでは通知されない。現状では請求が出てくるのが自然な流れとなる。
(事務局 鈴木)	請求をしても、誰がとったかというのは開示しないか。
安 部 委 員	ケースバイケースである。相続に関して請求している方も多い。どこまで開示ができるかは、担当課の判断となる。
(事務局 園田)	部分開示、不開示について、審査請求の状況を説明いただきたい。
吉 野 委 員	令和5年度は、審査請求はなかった。
(事務局 園田)	事務の手続きは具体的にどのようなものか。電子データでの提供はあるのか、請求した方にどのようにお渡ししているのかなど、現状を教えていただきたい。
吉 野 委 員	対象となる公文書が紙のみか、データで保有しているかによって異なる。紙のみの場合は、不開示の部分があれば、コピーしたものに黒塗りをしてコピーをして、その紙をお渡しする。データの場合は、同じく不開示の部分があれば、一度紙で打ち出して黒塗りをしてスキャンしてデータ化し、DVDでお渡しする。データの場合は、請求者の希望に沿ってデータでも紙でもお渡しすることができる。
高 山 委 員	部分開示だと、そうした様々な手続きを踏まれると思う。その辺りも省力化できるといいのかと思ったので、各市の様子を聞いていただいて運用していただければと思う。
	第三者請求については、通常、第三者が住民票を取るときは本人の委任状が必要となる。確認するケースは、委任状にサインした記憶もないのに何で取られているのか、ということで請求するパターンだと思う。
	前回の審議会でも述べさせてもらったが、総務部、総務課のカテゴリではないかもしれないが、役所全体として、持っている情報を積極的に支障のない範囲で、ホームページで公開するという姿勢を示してはいかがか。情報公開の、全国的にもリーダー的な市であるといったアピールにもなるし、それをしたからといって情報公開請求が減るかということ、直結しない部分が多か多いということは私の行政経験から承知はしているが、ホームページで支障のない範囲の様々なデータが見られる、そういった姿勢を入間市として出していくということを、全庁的に考えていただければと思う。

会 議 録

手 塚 会 長 (事務局 園田)	3 個人情報ファイル簿の更新及び公表について 「報告事項 個人情報ファイル簿の更新及び公表について」を議題とする。 事務局より内容の報告を願う。 令和6年度の個人情報ファイル簿の更新及び公表について、現在調査集計中であること、次回審議会で報告することについて説明。
齊 藤 委 員 (事務局 園田)	次回の報告時に、1,000人を超えて公表するものと、1,000人以下になったため公表しなくなったものについて、どのファイルがそうだったかを一緒に報告していただきたい。 あわせて報告させていただく。
手 塚 会 長 (事務局 鈴木)	4 個人情報保護委員会令和5年度年次報告について 「報告事項 個人情報保護委員会令和5年度年次報告について」を議題とする。事務局より内容の報告を願う。 会議資料により説明。
手 島 委 員 (事務局 鈴木)	会議資料6ページ、(3)今後の市の対応について、「職場での個人情報保護及び情報セキュリティの知識向上が図られるように、OJTを中心とした組織体制の構築」とあるが、よくわからない。 ヒューマンエラーがどうしても多いというところで、実際には各課がその職場で個人情報を扱っていることから、職場を中心としたOJTで課長職が指導することでヒューマンエラーをなくしていきたい、という趣旨で記載させていただいた。
手 島 委 員 (事務局 鈴木)	もう一つ、「OJTを中心とした職員の研修」とあるが、これも、具体的にどうするのか。 こちらについても、課長職が個人情報の責任者になるので、自分の課の職員について、何か不明なところがあれば指導する、職場内で職員に対して研修を行っていただく、ということに記載させていただいた。
手 島 委 員 (事務局 鈴木)	全体の共通研修は行うのか。 職員を一カ所に集めての研修は行っていないが、監査の中でも、個人情報保護委員会が用意しているテキスト、テストを実施している。また、秋ごろにはeラーニングで研修を実施している。
手 島 委 員	多分表現だけだと思うが、OJTは、職場特有の業務は職場で先輩が後輩に、あるいは上司が部下に、職場特有の業務を教えるものと私は認識してい

会 議 録

総 務 課 長 吉 野 委 員 齊 藤 委 員	る。個人情報保護は、職場特有以前に、そもそもベースとして理解すべき内容がある。OJTで一番問題なのは、教える人が知識が足りなければそのままになってしまうことである。OJTを中心とする、というところちょっと不安に思ってしまう。まずベースとして、個人情報保護で必要なことが抑えられていて、あとは職場職場で対応する、というなら分かるが、この文章だけ見ると、OJTで現場に任せましたとしか読めないのも非常に不安に思う。eラーニングは必須と思う。 監査の際など、基本的な理解に必要な情報を提供しており、eラーニングも必要と考え実施している。特にヒューマンエラーを防ぐためには、各課で取り扱っている個人情報をどのように管理していくか、というところをしっかりと意識していただく、そのもう一歩先の部分について今後取り組んでいきたいというところで、課長職に、個人情報保護の重要性を理解していただき、現場レベルで危機意識を持っていただく、こうしたことに取り組んでいきたいと考えている。表現が簡潔すぎたと反省しているところである。 職員が知識を持っても、余裕のない職場だと起こりうると思う。ちょっとしたミスは、忙しいと、わかっていてもやってしまうことが結構あるのではないかと。保育の現場での誤食など、痛ましい事故がある。言い訳にはならないが人が足りないとか忙しいという状況が結構あると思うので、直接総務課の仕事ではないと思うが、余裕のある職場づくりというのも私は大切なのかなと思う。 それぞれの課の中で、仕事を通して、課長が個人情報の漏えいについて研修を行うことは理解した。課長を誰が指導するか、総務課が年に1、2回、課長を集めて漏えい事例を含めて知識を課長に伝達する、それを踏まえて課長がOJTを行えば、書いてある組織体制の構築になるのではと思った。ほかにもやり方はあるかもしれないが、そのようにすれば割と早くにできると思う。 【その他】 令和6年度入間市情報公開・個人情報保護運営審議会の次回日程について説明。 ～閉会～
--	---

会 議 録

議事の内容・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 6年 10月16日

議 長 の 署 名

手 塚 宣 夫

議長が指名した者の署名

安 郡 仁

